

英国のEU離脱後の 通商・協力協定交渉の 争点と進捗状況

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外調査部 欧州ロシアCIS課

2021年1月4日

本資料の第三者への提供はお断りします。
また、記載内容の無断転載はご遠慮下さい。

英国・EU間の通商・協力協定交渉状況のポイント

● 交渉のタイムライン

- 12月24日、欧州委員会、英国政府の間で通商・協力協定に**合意**。
- 12月30日に英国議会で承認、同日に**署名**。
- 欧州委員会は協定の署名と2021年2月末までの暫定適用をEU理事会向けに提案。
12月29日にEU理事会で承認。翌30日に**署名**。
- 2021年1月以降、欧州議会の同意を経て、EU理事会で正式な決定がなされる見込み。

● 英国・EU間の通商・協力協定に関する概要

- モノの貿易については**関税・割当なし**。
- 「公正な競争条件」では英国規制の**EU規制への自動的連動、EU司法裁判所の管轄権は盛り込まれず**。
- 「漁業」では英国水域でのEU割当の25%を段階的に**英国割当に付与**。**経過措置**も導入。
- ジョンソン首相は英国が自国の法制、運命を決める権利を取り戻したとコメント。
- フォン・デア・ライエン欧州委委員長は、欧州の利益を守り、公正な競争を確保し、漁業者に予見性を与える、公平でバランスの取れた協定と評価。

解説項目

1. 英国の交渉方針とEUの交渉方針
2. 英国・EU通商・協力協定交渉の争点
3. 参考情報

解説項目

1. **英国の交渉方針とEUの交渉方針**
2. 英国・EU通商・協力協定交渉の争点
3. 参考情報

1 | 英国の交渉方針

- 2月3日、EUとの将来関係に関する交渉の方針を示した声明文を公表し、議会に提示
- 自由貿易協定（FTA）、漁業、域内治安協力などを提示
- 「公平な競争条件(レベルプレイングフィールド)」でEUとは隔たり

分野	将来協定で規定することを目指す内容	
FTA	物品貿易に関する内国民待遇と市場アクセス	○英EU間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。 ○両者間の貿易を最大限拡大するため、適切で先進的な原産地規則を導入。
	貿易救済措置	○透明性のある適切な措置により、輸入急増や不公正な貿易慣行による損害から英国産業を保護。
	貿易の技術的障害	○WTOの「貿易の技術的障害に関する協定」を基盤に、技術規制、規格、適合性評価手続き、市場検査に関する取決めに導入。
	衛生植物検疫措置	○英国は独自の衛生植物検疫措置を現行の高水準で維持。 ○国境での事業者の負担を軽減のため、特定分野で同等性評価への取決めに合意することも可能。
	通関・貿易円滑化	○英EU間の取引を円滑化し、かつ双方の関税当局がそれぞれの規制、安全保障、財政に関する利益を保全し得る、全物品を対象とする通関手続きの取決めに導入。
	越境サービス貿易と投資	○既存のFTAを基盤に、越境サービスの提供と投資に関する障壁を最小化する措置を導入。 ○専門職や事業サービス等の主要関心分野では、既存のFTA以上の取決めに設けることも可能。 ○直近の事例をもとに、デジタル貿易に寄与するような方策を導入。
	一時滞在（WTO第4モード）	○英国国民がEUに、EU市民が英国に、サービス提供のための短期出張を行えるよう、個人の一時入国・滞在に関する取決めに導入。ただし、英国が将来導入するポイント制移民管理制度には影響しない。
	規制上の枠組み	○サービス貿易における不要な障壁削減、実務手続き簡素化、制度面での協力に関する取決め導入。
	専門資格の相互承認	○規制面での協力を基に、英EUの資格に関する相互承認のための取決めに導入。
	金融サービス	○金融の安定性を保証、事業者と当局双方に確実性を提供、市場アクセスと公正な競争に関する義務を履行することで、金融事業者に予見可能で透明性のある良好な事業環境を提供。 ○当該分野での双方の深い関係を踏まえ、EUとの間で規制・監督に関する協力の実施と同等性評価の計画的な撤回に関する取り決めに導入。
	道路交通	○双方の道路陸運事業者の英国とEUをまたぐサービスのため、国際協定等に基づく取決めに導入。
	競争政策、補助金、環境・気候、労働、税制	○包括的なFTAに慣例的に含まれる内容を超える取決めに合意しない。 ○双方が、これらの分野で高水準の規制を維持し、国際的義務を履行し、貿易を歪めるためこれら分野の規制を悪用しないことに同意する。
漁業に関する協定	○英国は2020年末をもって独立した沿岸国に。あらゆる協定はこの現実に即したものでなければならない。 ○ノルウェー、アイスランド等と同様、EUと、英国の水域と漁業機会へのアクセスに関する交渉を毎年実施。 ○漁業関連の協力メカニズムについても検討。	
域内治安協力に関する協定	○刑事案件に関する法執行と司法協力の枠組みを規定する実際的な合意を締結。 ○合意の詳細は、EU司法裁判所とEU法体系が英国の法的主権を制約するものであってはならない。	

1 | EUの交渉方針

- 欧州委員会が2月3日にEU理事会に、新たなパートナーシップ関係構築のための協議開始の決定を求める勧告を採択

分野		将来協定で規定することを目指す内容
物品貿易	自由貿易領域	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公平な競争条件が確保される限り英EU間で関税・賦課金・数量制限を導入しない。 ○ EUの利益を考慮した、適切な原産地規則を導入。 ○ WTO協定に基づく反ダンピング、セーフガード措置を導入。
	通関・貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通関手続き、監督、管理の最適化を目指すとともに、円滑化に資する取り決めや最新技術を活用し公正な貿易を促進。 ○ WTO貿易円滑化協定に基づき、通関手続きや運用に関する透明性、効率性、無差別性を規定。 ○ AEOの相互承認など、検査、手続きの円滑化。
	規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両者の規制の自律性を担保したうえで、透明かつ効率的で、不要な障害の回避を推進するような規制の導入。 ○ 基準、技術規則、適合性評価、認定、ラベルなどのTBTについては、国際基準、両者の慣行に基づき、検査や証明要件を簡素化。 ○ SPSはWTO協定に基づき、人、動物、植物の健康を保護しながら、両市場へのアクセスを促進するものに、EU機能条約（TFEU）に規定される予防原則の尊重。
サービス・投資	市場アクセスと無差別	<ul style="list-style-type: none"> ○ 投資先国の規制に基づく市場アクセスと内国民待遇を規定。 ○ 自然人の商用目的の入国、一時的な滞在を許可。ただし、各国が国内法、規制、要件を適用することは妨げない。既存のEUの労働条件、労働者の権利に関する法制は維持。
	規制	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両者の規制の自律性を担保したうえで、透明かつ効率的で、不要な障害の回避を推進するような規制の導入。 ○ EUにおける慣行や既存のFTAに含まれる規制を含む、国内規制に関する規律を導入。 ○ 国内の当局による規制職種資格の承認条件に関する枠組みを導入。
金融サービスにおける協調		<ul style="list-style-type: none"> ○ 両者の規制・意思決定の自律性、同等性評価に関する決定を行う権限を尊重しながらも、金融の安定性、市場の健全性、投資・消費者の保護、公平な競争を保全するという両者の取り組みを再確認。 ○ EUの規制・監督の自律性を担保。透明性と協力の安定性を確保。
デジタル貿易		<ul style="list-style-type: none"> ○ デジタル貿易の促進、不正な障害への対処、企業、消費者にとってオープンかつ安全で信頼に足るオンライン環境を確保。
資本移動、決済		<ul style="list-style-type: none"> ○ 取引に伴う資本移動、決済を自由化。
知的財産		<ul style="list-style-type: none"> ○ WTO協定を超える、イノベーション、創造性、経済活動を刺激するような知的財産権の保護、執行を規定。 ○ 地理的表示については既存の表示の保護に加え、将来にわたって同等の保護を行う。
モビリティ		<ul style="list-style-type: none"> ○ ビザなしの移動や短期滞在は無差別性、相互性に基づく。 ○ 将来の人の移動を考慮した社会保障協力への対応。
漁業		<ul style="list-style-type: none"> ○ 既存の相互アクセス条件、割当シェア、従来のEU漁船の活動に基づき、英EU漁船の相互の水域へのアクセスの維持、双方の合意でのみ調整可能な安定的な割当分配を実施。
公平な競争条件		<ul style="list-style-type: none"> ○ 両者の経済的結びつきを踏まえ、EU水準、国際水準に基づき、国家補助、競争、基準、国有企業、社会・労働基準、環境基準、気候変動における高水準の規制を維持。両者はこの水準をさらに高めていくことを約束。
司法・警察協力		<ul style="list-style-type: none"> ○ 相互性の確保、EUの意思決定の自律性、法制度の完全性の保全。 ○ 英国が欧州人権条約を順守することが条件。また、協力の水準は英国の個人データ保護の水準に基づく。英国が条件を満たせばEU側は十分に認定に向け取り組む。

1 | EUの交渉指令（マニフェスト）の概要

- I. 背景
- II. 目的及び想定されるパートナーシップの範囲
- III. 想定されるパートナーシップの内容
- IV. 地理的範囲
- V. 言語
- VI. 交渉実施のための手続き措置

パート1：総則（Initial provisions）

一般原則

1. 協力のための基盤
2. 共有された利益分野

パート2：経済分野

1. 目的及び原則
2. 物品（自由貿易圏、税関協力及び貿易円滑化、規制）
3. サービス及び投資（市場アクセス及び非差別、規制）
4. 金融サービスにおける協力
5. デジタル貿易
6. 資本の移動および支払い
7. 知的財産
8. 公共調達
9. モビリティ（人の移動）
10. 運輸（航空、道路輸送、鉄道輸送、海運）
11. エネルギー及び原材料
12. 漁業
13. 中小企業
14. グローバルな協力
15. 公平な競争環境及び持続可能性
（競争、国営企業、課税、労働、環境、気候変動等）
16. 一般的例外

パート3 防衛分野

1. 目的及び原則
2. 犯罪事件に関する法の施行及び司法協力
3. 外交政策、安全保障及び防衛
4. テーマ別協力（サイバーセキュリティ、不法移民、健康安全）

パート4：制度的措置その他の措置（対話、運営、監督、解釈、紛争解決、例外、セーフガード等）

1 | 英国・EUの交渉姿勢（交渉方針の比較）

	英国	EU
全体交渉方針 (通商交渉の位置づけ)	<ul style="list-style-type: none"> 通商関係は包括的な自由貿易協定（FTA）を通して規定する。 FTAで規定されない漁業、航空、エネルギーなどの分野については、分野毎に個別の協定を締結する。 	<ul style="list-style-type: none"> 通商関係を含む全ての分野を並行して交渉し、<u>交渉結果を包括的なパートナーシップ協定により規定する。</u>
物品貿易		
関税・数量制限	<ul style="list-style-type: none"> 全ての品目につき、関税と数量制限を撤廃する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての品目につき、関税と数量制限を撤廃する。ただし公平な競争水準が確保されることを条件とする。
原産地規則	<ul style="list-style-type: none"> 日EU・EPAなど近年EUが締結したFTAを参考に原産地規則を規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> EUの標準的な原産地規則に基づいて、規定する。
貿易の技術的障害 (TBT)	<ul style="list-style-type: none"> WTOのTBT協定をベースに、近年EUが締結したFTAと並ぶ形で、より高度なルールを規定する。 双方で互いの技術規則の同等性を承認する枠組みを確立。 	<ul style="list-style-type: none"> WTOのTBT協定をベースに、より高度なルールを規定する。 また双方のTBT措置に対し懸念を表明する仕組みやTBT措置に関する情報発信をする仕組みを設ける。
衛生植物検疫措置 (SPS)	<ul style="list-style-type: none"> WTOのSPS協定をベースに、近年EUが締結したFTAと並ぶ形で、より高度なルールを規定する。 双方のSPS措置についても同等性を承認する枠組みを確立。 	<ul style="list-style-type: none"> WTOのSPS協定をベースに、より高度なルールを規定する。 EU機能条約で定められる予防原則についても尊重を求める。
通関・貿易円滑化	<ul style="list-style-type: none"> 通関に係る事務負担の削減のため、WTOの貿易円滑化協定をベースに、透明性・効率性・無差別原則などを定める規定を設ける。また申告の効率化・簡素化に向けた協力についても規定する。 	<ul style="list-style-type: none"> WTOの貿易円滑化協定をベースに、透明性・効率性・無差別原則などを定める包括的な通関・貿易円滑化規定を設ける。
サービス		
全体	<ul style="list-style-type: none"> 多数の分野において、無差別原則や商業拠点の設置要求の禁止を規定する。 最恵国待遇条項を設け、双方の市場開放度が常に更新されるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存のEUのFTAを考慮しながら、WTOの水準を超える自由化を目指す。 多数の分野において、実質的にすべての差別的措置の撤廃を目指す。他方、例外や制限についても適切に設ける。
金融サービス	<ul style="list-style-type: none"> 規制協力に向けて、適切な協議を行う。また<u>同等性認証の撤回は定められた手続きに従う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 英国の金融ライセンスに関する同等性の評価は、EUの一方的な判断により決定される。
職業資格の認証	<ul style="list-style-type: none"> 職業資格要件がサービス提供の妨げにならないよう、職業資格の相互認証を導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 双方の国内関連当局が職業資格の相互認証を行うため、交渉枠組みを設ける。

(注) 下線部は特に交渉方針の違いが見られるところを示す。
(出所) 英国、EUが発表した交渉ガイドラインよりジェトロ作成。

1 | 英国・EU間の将来協定交渉の争点

- 英国・EUの交渉において「**公平な競争条件**」、「**漁業**」、「**ガバナンス**」が**主要な争点**に
- 「公平な競争条件」、「**漁業**」では移行期間終了後も現状を維持したいEU側と、EUから主権を取り戻したい英国の間で溝

英国

公平な競争条件

- ・ **包括的なFTAに慣例的に含まれる内容を超える取決めには合意せず。**

漁業

- ・ 独立した沿岸国という現実
に即したものに。
- ・ **毎年、割当、アクセスにつき交渉。**
- ・ **割当基準の変更。**
- ・ **英国水域にアクセスするEU漁船は英国の規制に従う。**

ガバナンス

- ・ 従来のFTA、国際協定に含まれる内容で**分野ごとのガバナンス枠組み導入。**

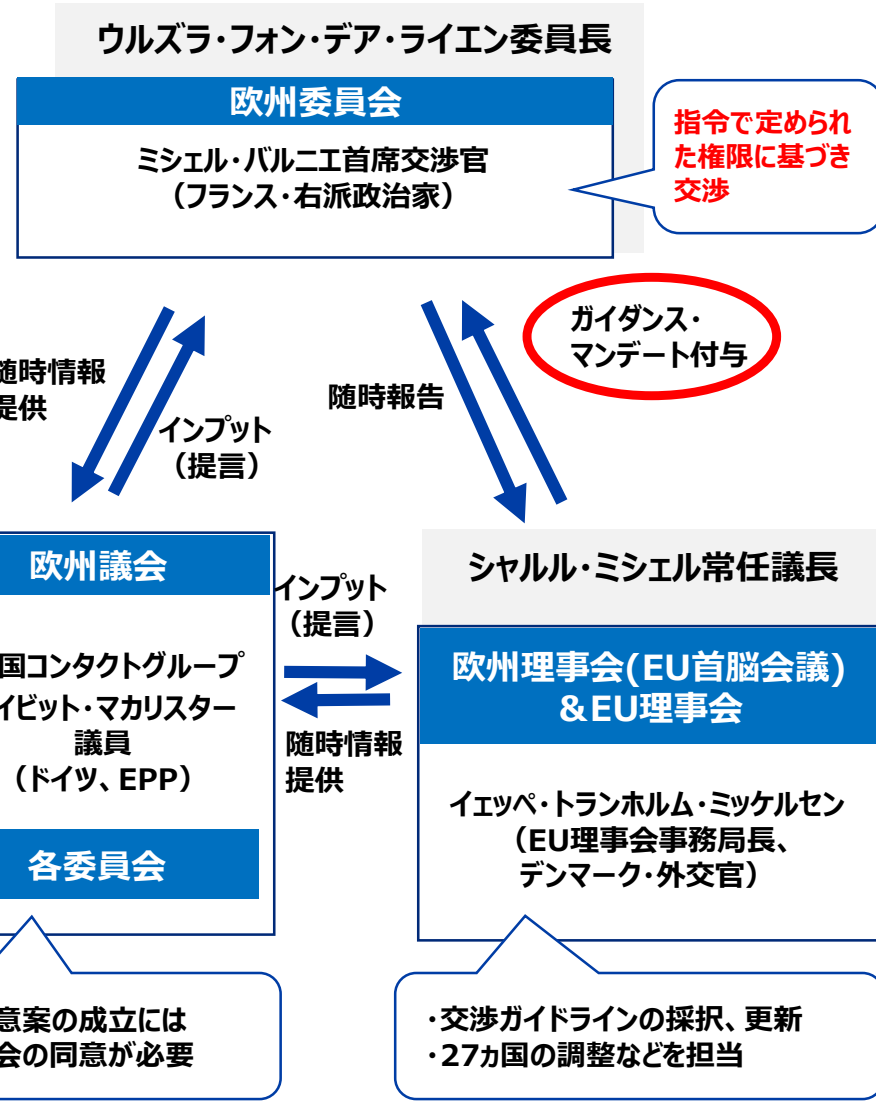
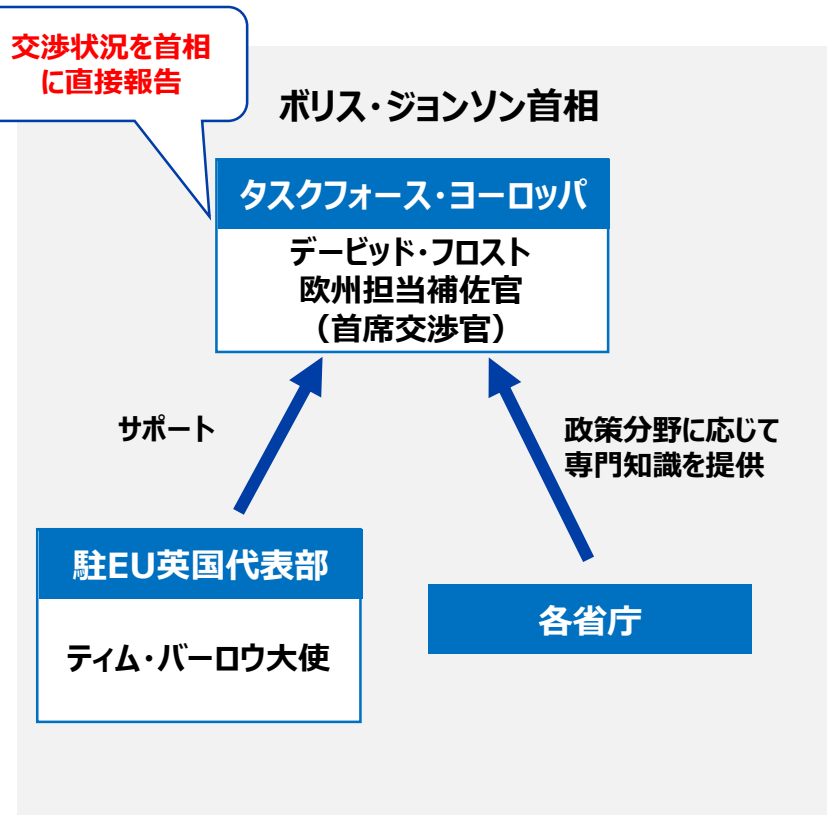
EU

- ・ **国家補助、競争、国有企業、社会・労働、環境基準、気候変動等の分野で英EU共通の高水準の規制を維持。**
- ・ 紛争解決メカニズムも導入。
- ・ **既存の条件**に基づく。
- ・ **EU漁船と英国漁船が相互の水域にアクセス可能に。**
- ・ **双方の合意でのみ**調整可能な安定的な割当分配を実施。
- ・ 長期的な管理戦略に基づき単年・複数年の漁獲可能量を設定。
- ・ 経済、治安維持協力の**全ての分野をカバーする**ガバナンス枠組み導入。

1 | 今後の英国・EUの将来関係に関する交渉の体制

英国側

EU側



1 | 英国・EUの将来関係に関する交渉の進め方

英EU将来関係交渉における交渉グループ（分科会）

番号	分科会の名称
1	物品貿易
2	サービス貿易、投資、その他の事項
3	公正な競争のためのレベルプレイングフィールド
4	運輸
5	エネルギー、民間原子力協力
6	漁業
7	移動、社会保障協調
8	刑事事件に係る法の執行と司法協力
9	主題別協力
10	EUプログラムへの参画
11	水平的協調、ガバナンス

(注) 英EU双方の合意により、分科会の統合、分割、新規設置などもあり得る。

これまでの英EU将来関係交渉の日程

	開始日	終了日	開催地
第1ラウンド	3月 2日(月)	3月 5日(木)	ブリュッセル
第2ラウンド	4月20日(月)	4月24日(金)	オンライン
第3ラウンド	5月11日(月)	5月15日(金)	オンライン
第4ラウンド	6月 2日(火)	6月 5日(金)	オンライン
第5ラウンド	6月29日(月)	7月 2日(木)	ブリュッセル
第6ラウンド	7月20日(月)	7月23日(木)	ロンドン
第7ラウンド	8月18日(火)	8月21日(金)	ブリュッセル
第8ラウンド	9月 8日(火)	9月10日(木)	ロンドン
第9ラウンド	9月29日(火)	10月 2日(金)	ブリュッセル
再開後交渉①	10月22日(木)	10月28日(水)	ロンドン
再開後交渉②	10月30日(金)	11月 5日(木)	ブリュッセル
再開後交渉③	11月 9日(月)	11月15日(日)?	ロンドン
再開後交渉④	11月16日(月)	11月19日(木)?	ブリュッセル
再開後交渉⑤	11月27日(金)	12月4日(金)	ロンドン
再開後交渉⑥	12月6日(日)	12月13日(日)	ブリュッセル
再開後交渉⑦	12月15日(火)	12月24日(月)	ブリュッセル

EU側交渉指令の対象範囲のうち「外交政策、安全保障、防衛における協力」は英国政府の提案により交渉グループに含めないこととなった。

(出所) 英国・EU間の将来関係に関する交渉にかかる付託条項 (Terms of Reference)、英国政府

解説項目

1. 英国の交渉方針とEUの交渉方針
2. **英国・EU通商・協力協定交渉の争点**
3. 参考情報

2 | 英国・EU間の交渉第2ラウンド (4/20~24)

- 第2ラウンドで英EU間の溝が明確に。
- EU側は「一部の交渉分野でしか進展を達成できなかった」と総括。
- 英国側も「EUとの溝を埋めるのに限られた進展にとどまった」とした。

	英国	EU
公正な競争条件	EU側が条件を課すことを主張する限り進展なし。	不当な比較優位関係の発生を防止する必要。
将来関係のガバナンス		英国が想定する複数の協定でのガバナンス管理は、重複や非効率性、透明性の欠如、といった問題が発生。
漁業	英国が2020年末には自国水域の管理権を有することが交渉進展の条件。	英国側がテキスト案提示せず進展なし。
その他	モノの貿易： EU側の提案は近年のEUの第3国間との協定内容を下回る。関税なし、割当なしの実用的な価値を大幅に引き下げる。	司法・警察協力： 特にデータ保護につき、英国の立場は「既存の制度から逸脱し、保護の水準を低下させるもの」と評価。

2 | 英国・EU間の交渉：前提となる双方の主張

EU（5月15日、交渉第3ラウンド終了後のバルニエEU首席交渉官声明）

- 例外品目のない貿易自由化は、EUのどの自由貿易協定（FTA）でも達成できていないものの、**特別な関係にある英国との貿易協定はカナダや日本、韓国といった第三国とのFTAの「コピー・ペースト」であるべきではない。**
- 英国はEUが提示する条件の緩和を求め、例外のない貿易自由化の追求を放棄することも示唆したが、**例外品目を認めれば日本やカナダとのFTA交渉のように何年も複雑な交渉を重ねる必要が生じ、移行期間の延長なしには合意は不可能。**
- 幅広いパートナーシップの実現には、個人データ保護などを含むあらゆる課題で並行的に解決策を見いだす必要があり、**英国は課題を取捨選択して単一市場の「良いとこ取り」を目指すのではなく、現実的にならなければならない。**

英国（5月19日、フロスト英国首席交渉官からバルニエEU首席交渉官宛ての書簡）

- 英国の協定案は**EUと第三国の既存の協定を土台にしているにもかかわらず、EUが不均衡で前例のない条項を追加しようとする**のは理解しがたい。
- EUが新たな条項を押し付けようとするだけでなく、**既存のFTAや個別協定に盛り込まれている条項（EUがカナダ、オーストラリア、ニュージーランド、米国と締結している適合性評価の相互認証など）を再現するのを拒んでいる**のは驚き。
- EU側協定案に含まれる「公正な競争条件（Level Playing Field）」をめぐる条項は、**EUルールへの一方的追随を義務付けるもので、そのような協定に署名する民主国家など存在しない**ことをEUは理解する必要がある。

2 | 英EU通商・協力協定に合意

- 英国政府と欧州委員会は12月24日、通商・協力協定に合意。



©Foreign and Commonwealth Office

- 英国は自国の法制、運命を決める権利を取り戻した。
- 6,600億ポンド規模と最大の貿易協定に合意できて喜ばしい。
- 離脱後も文化的、心理的、歴史的、戦略的、地理的に欧州と緊密であることに変わりはない。



©European Commission

- 欧州の利益を守り、公正な競争を確保し、漁業者に予見性を与える、公平でバランスの取れた協定に合意することができた。



©European Commission

- EUの利益を守ることが交渉における最重要項目で、それを達成することができて喜ばしい。
- 次のステップとして欧州議会、EU理事会による検討に移る。

2 | 英EU通商・協力協定概要（英国側要約）

- 英国政府は12月24日、協定の主要条項と企業・市民にどのように適用されるのかについて解説を発表。

- モノの貿易については関税・割り当てなし。
- EUへのサービス提供時の障壁撤廃を法的に保証、またEUでビジネスを継続する専門サービス業のモビリティもサポート。
- 漁業水域への英国の主権も認める。数年にわたり割当を増やしていくことで英国の漁業者が直面してきた不公平な状況を覆す。
- 重大な組織犯罪やテロに対処するため、法執行につき効率的に協力。
- EU法ではなく国際法に基づく。EU司法裁判所の役割は認めず、英国がEU法に従う義務なし。
- 英国の高水準の労働環境、気候水準を約束。ただし英国規制に対するEUの関与は認めない。
- 英国はEUの政府補助金スキームから外れ、現代的な補助金制度を導入、英国産業の利益に最もかなった形での企業の成長、繁栄をサポート。
- 航空会社や輸送会社に対して確実性を与え、人々が英EU間を簡単に移動できるような取り決めを規定。社会保障に関する合意や、エネルギーに関する合意、科学研究協力なども盛り込んだ。

2 | 英EU通商・協力協定概要（英国側要約）

■ 主な合意内容

物品貿易

- 原産地規則を満たす物品について、**全品目で関税ゼロ・割当なし**を実現。
- **英EU産業界の要求を反映させた、現代的で適切な原産地規則**に合意（例：バッテリーと電気自動車（EV）では、英国産EVが特恵税率の適用を受けられることを確保）。累積ルールは、**英EUの二者間で、原材料・生産工程とも可能な完全累積**を採用。原産性証明は予見可能かつ低コストの手続きを採用。
- WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づき、**技術規制、適合性評価、平準化、認証、市場査察、表示等を規定。自動車、化学品、医薬品、有機製品、ワインについて、相互協力等**を規定。
- 英EUとも完全に独立した衛生植物検疫（SPS）規制を維持し、独立して規制する権利を認めつつ、不当な貿易障壁を生じさせないことを規定。国境検査について、定期的に合同で評価する仕組みを導入。
- 「WTO貿易円滑化協定」と「世界税関機構（WCO）改正京都規約」に基づく規定により、信頼性が確認された貿易事業者（Trusted Trader/AEO）の相互承認などを実現。また、ドーバー港やホーリーヘッド港などロールオン・ロールオフ船が使用する**港湾における協力、輸出入申告データの共有可能性の追求**などを規定。

サービス貿易・投資

- 市場アクセスにおける**法人形態や外国資本上限などの制限の排除**、内国待遇、**拠点設置要件禁止、経営陣・取締役の国籍条件禁止**、最恵国待遇、などの規定により、越境サービス貿易と投資を促進。
- **商用短期訪問の滞在可能期間は、概ね日EU EPAを踏襲**（例：英国短期商用旅行者は180日間中に90日EU滞在が可能）。拠点設立目的の商用訪問者には就労許可は義務付けず。企業内転勤者の配偶者・扶養家族帯同を保証。
- 通信サービスに関する規制は現在の自由化水準に固定。サービス提供開始前の事前認可は求めない。国際携帯ローミングの公正で透明性ある料金普及のための協力を推進。
- **金融サービスと投資に関するクロスボーダー取引につき、継続的な市場アクセスを保証**。また**共通目的へのコミットメントと協力強化に関する共同声明**に合意し、それぞれの自立した同等性の枠組みの一体性を再確認。
- **法務サービスは、EUの既存FTAを超える規定**を確保。EU加盟国が特定の制限を設けない限り、英国の法律家はEUの顧客に対して、英国の職名を使用して、英国法・国際法に関する助言を行うことが可能。

2 | 英EU通商・協力協定概要（英国側要約）

■ 主な合意内容

デジタル	<ul style="list-style-type: none"> •最も自由で現代的なデジタル貿易に関する条項を含み、また新興技術を含むデジタルの諸課題に将来協力していくことを確保。EUがFTAでデータ条項に合意するのは初めて。データローカライゼーション禁止も合意。強力なデータ保護を約束。 •電子署名への差別禁止、一部例外を除くデジタルでの契約締結を規定。 •オンライン消費者保護の独自政策を実施する余地を残しつつ、企業にソースコード開示や知的財産の移転を求めないことを確認。 •WTOにおける近年の議論を踏まえ、オープンガバメント・データに関する条項も規定。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> •英EUそれぞれのエネルギー・気候変動政策を支援・強化する内容に合意。 •2022年4月までに新たな、効率的なエネルギー貿易に関する取り決めを導入することを約束。 •ガス貿易について、既存プラットフォームの継続、北海における再エネ協力の拡大に合意。
公正な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> •英EUそれぞれ独自の補助金制度を保持し、他方の制度に追随するよう拘束されることがないことを確約。他方、補助金交付が両者間の貿易に損害を与えないよう、双方の制度設計を形作る大まかな原則を規定。WTO違反など特に競争を歪める補助金に関する原則も規定。追加的産業分野に関する拘束力のない指針を示す共同宣言にも合意。 •双方の補助金制度において適切な役割を担う独立組織を設立・維持。また、補助決定の評価に関する裁判所の役割を規定し、特定の条件下で、裁判所が国内法に反して交付された補助金の回収命令を発する権限を持つことに合意。 •相手側の補助金によって自らの側の産業が甚大な損害またはその深刻な懸念が生じた際に、迅速な対抗措置を認める互恵的メカニズムについて合意。これらの対抗措置に対しては、短時間の仲裁手続きで異議を申し立てることができ、不要且つ不適切な対抗措置と判断されれば、補償義務を負う可能性がある。 •労働者と環境・気候変動に関する保護の水準を低下させない互恵的約束を規定。これら分野における国際条約やその他協定に対する双方の約束も規定。これら分野に関する紛争解決のため、専門家パネルの設置等を規定。 •一定期間後、協定の公平性について正式に評価し、英EUいずれかの要請に基づき協定の経済関連条項の修正について交渉を開始することを認める均衡修正メカニズムについて規定。また、独立した仲裁パネルの承認の下、厳密に限定された、より短期的な均衡修正措置を採ることを双方に認めることも規定。

2 | 英EU通商・協力協定概要（英国側要約）

■ 主な合意内容

<p>漁業</p>	<ul style="list-style-type: none"> •英国水域でのEU割当の25%相当（金額ベース）を、5年以上かけて段階的に英国の割当に付加。 •新たな漁獲割当の取り決めは、5年以上かけて段階的に導入。5年半にわたり、互いの水域への安定的アクセスを確保する調整期間を設定。総漁獲可能量や水域アクセスは、毎年の漁業交渉で設定する。 •英EU間で、漁業に関するデータ共有や戦略立案、モニタリング等を実施し、問題解決や議論を行う専門委員会を設置。
<p>紛争解決・水平的条項</p>	<ul style="list-style-type: none"> •特定の協力分野については、英EU間での協議手続きで紛争解決を図り、意見対立が解消しなければ独立した仲裁パネルで調停。仲裁パネルが協定違反を特定した場合、違反した側はこれを是正するか、相応な補償を提供することに合意する必要。いずれも実行されない場合は、損害を受けた側は、違反に対抗するため、協定の義務を停止可能。いくつかの分野では、分野横断的な義務停止について一定の条件・制限が適用。 •経済・社会・環境に関する深刻な困難が生じた場合、英EUいずれも最低限且つ短期的な救済措置を一方的に発動可能。
<p>EUプログラムへの参加</p>	<ul style="list-style-type: none"> •英国によるホライズン・ヨーロッパ、Euratom研究・研修プログラム、コペルニクスへの参加、EU宇宙監視・追跡プログラムへのアクセス等について規定。 •プログラムの管理コストに対して、英国は段階的に導入される参加費用を拠出。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> •英EU間で協定を5年ごとに見直すことを規定。協定を打ち切る場合は、12カ月の事前通告により実行できることを規定。 •EEA（欧州経済領域：EU及びノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランド）から英国への個人データの移転について、充分性認定が採択されるまでの間、暫定措置として6か月を超えない範囲で、自由な移転を継続可能とすることを規定。英国は、経過措置としてEEA加盟国に充分性を認め、英国からのデータ移転を許可。

2 | 英EU通商・協力協定概要（EU側要約）

- 協定は3つの柱で構成

- (1) 自由貿易協定（FTA）
- (2) 市民の安全確保のための新たなパートナーシップ
- (3) ガバナンスに関する水平的協定

- (1) 自由貿易協定（FTA）：原産地規則を満たすことを要件に、全品目で関税、割当を撤廃。物品とサービス貿易に加え、投資、競争、補助金、透明性、輸送、漁業、データ保護、エネルギーと持続可能性、社会保障など、幅広い分野をカバーするFTAに。
- (2) 市民の安全確保のための新たなパートナーシップ
刑法・民法関連事項における法執行と司法協力に関する新たな枠組みを導入。国家警察と司法当局の強力な連携の重要性を認識し、英国では新機能の構築を図る。なお、英国が欧州人権条約を遵守しない場合は安全協力は停止される。
- (3) ガバナンスに関する水平的協定
企業、消費者、市民に最大限の法的確実性を与えるため、
 - ①協定の運用・管理方法を明確にする。合同パートナーシップ協議会を設置、協定が適切に適用、解釈、また議論すべき課題が審議されていることを確実にする。
 - ②企業は公正な競争条件に基づいて競争すべき。英国、EUともに不当な補助金の提供や競争の歪曲に規制に関する主権を利用することは回避。
 - ③協定違反の場合にはクロス・リタリエーションを認める。

2 | 英国・EUの批准に向けたスケジュール

- 欧州委員会は協定の署名と2021年2月末までの暫定適用をEU理事会向けに提案。12月29日にEU理事会で承認、30日に署名。2021年1月以降、欧州議会の同意を経てEU理事会で正式な決定がなされる見込み。
- 英国議会は12月30日に承認、同日に署名。

移行期間終了までの英・EUの主要会議日程



ご参考情報

ジェトロの情報発信WEBのご紹介

- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/referendum/>
(英国のEU離脱に関する情報のページ)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/uk/>
(英国情報のページ)
- <http://www.jetro.go.jp/biznews/>
(世界のビジネスニュース：ビジネス短信)
- <http://www.jetro.go.jp/world/>
(ジェトロ国・地域別情報)
- <https://www.jetro.go.jp/world/europe/eurotrend.html>
(メルマガ：ユーロトレンド配信登録) (無料)

ご質問・ご意見は以下までお願いします。

ジェトロ 海外調査部 欧州ロシアCIS課 ORD@jetro.go.jp

＜免責条項＞

本講演で提供している情報は、ご利用される方のご判断・ご責任においてご利用ください。
ジェトロではできる限り正確な情報提供を心がけておりますが、万が一、本講演で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益などを被る事態が生じたとしても、ジェトロで一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

解説項目

1. 英国の交渉方針とEUの交渉方針
2. 英国・EU通商・協力協定交渉の争点
3. **参考情報**

3 | 参考情報：政治宣言の概要

- 離脱協定に添付される文書
- 経済や安全保障などに関するEUと英国の将来関係について事前協議で合意したもの
- ただし、法的拘束力はない
- 将来関係の交渉は政治宣言に基づいて実施

3 | 参考情報：離脱協定に添付された政治宣言

・政治宣言は離脱協定の添付文書。経済や安全保障などに関するEUと英国の将来関係の方向性を示す。
2019年10月17日、「経済パートナーシップ」に修正が加えられた。

第1編 導入準備

- ・ 協力の基礎：将来関係は、英国が「欧州人権条約」の枠組みを尊重し継続的な義務を組み込む。欧州委員会は英国の離脱後、データ保護の同等性を評価し、2020年末までにデータ移転の可否の決定を下す。
- ・ 共通利益の分野：英国がEUプログラムに参加する一般原則、条件を制定する。欧州研究基盤コンソーシアムへの英国の参加も検討。文化、教育、科学、イノベーション分野でのベストプラクティスや専門家を共有。英国と欧州投資銀行の協力の検討。

第2編 経済パートナーシップ

次ページ

第3編 安全保障パートナーシップ

- ・ 目的・原理：地理的近接性と国際犯罪やサイバー攻撃などの脅威増大を考慮した広範で包括的で均衡のとれた枠組み。
- ・ 犯罪に関する法執行と司法協力：データ交換、法執行当局間での運営協力と犯罪に関する司法協力、マネーロンダリングとテロ資金提供の防止の3分野に係る将来枠組みの構築。
- ・ 外交・安全保障・防衛：制裁、欧州連合部隊、防衛力の発展その他に関する対話と協調を通じた、野心的で緊密かつ持続的な協力関係。
- ・ テーマ別の協力：サイバーセキュリティ、市民保護、医療保障、違法移民、テロと暴力的過激派への 対策のテーマ別協力。
- ・ 機密および国家機密にかかわる非機密情報：機密情報保護協定の締結。

第4編 制度的アレンジメント

- ・ 構造：将来関係は、特定の協力分野に関する章や関連する合意をカバーする包括的な制度的枠組みに基づく。個々の分野において特定のガバナンスの取り決めを確立できる。
- ・ ガバナンス：将来関係について定期的な対話を実施し、管理・監督・実施・レビュー・改良の効率的・効果的な取り決めを確立する。英国、EUそれぞれの法令を尊重し、離脱協定に規定されている取決めに基づいて実施する。
- ・ 除外条項と保護措置：将来関係は、国家安全保障について適切な適用除外を含む。

第5編 今後のプロセス

- ・ EU離脱後、可及的速やかに英国・EU間の将来関係の交渉を始め、交渉結果を2020年末までに発効させる。英国、EUともに北アイルランド問題の平和的解決が最重要との認識。バスファルト合意を順守。
- ・ 離脱前：正式な交渉の迅速な開始を可能にするため、準備作業に従事。北アイルランド・アイルランド間のハードボーダーを避けるための制度の検討も含む。
- ・ 離脱後：将来関係を法的な形式に落とし込み、交渉を開始。交渉ラウンドと形式、交渉スケジュールに合意する。

3 | 参考情報：政治宣言・経済パートナーシップ

・政治宣言の「経済パートナーシップ」では、物品、サービス、投資、金融サービス、デジタル、知的財産、公共調達、モビリティ、輸送、エネルギー、漁業など幅広い分野をカバー。**2019年10月17日、バックストップと併せて物品貿易部分を修正。**

円滑な貿易のため、物品貿易についてはFTAに基づく関係を志向。

FTAを通じ、適切かつ先進的な原産地規則と野心的な関税取り決めにより、全品目で関税、数量割当を回避。

通関・VAT実務に関する相互協力等を検討。

物品

広範な分野でWTOの取り決めに大幅に上回る自由度を確保、GATS第5条に沿った取り引きを実現。市場アクセス等に関する双方の規制は内外無差別を徹底。規制の独立性は確保しつつ、不必要な制度上の要件を排除するため、透明性・効率性・互換性を最大限有する取り決めを実現。双方の国内規制の原則には、許認可手続きや通信・金融・配送・海運等の相互の利益に資する分野における共通の規定が含まれ、そのために**自発的な規制調和の協力枠組みを設置**。専門職の要件に関する適切な仕組みも考案。

サービスと投資

双方の規制・意思決定の独立性と、自らの利益に基づく同等性評価の意思決定の自由度を尊重。**双方による同等性評価の手続きはEU離脱後可及的速やかに着手し、2020年6月末までに完了することを目指す。**

金融サービス

TRIPS協定等を超えて、知的財産権の保護と執行を提供。現行の高度な保護の継続、知的財産権の消尽の体制確立の自由度を維持、知的財産権問題の情報の交換・協力メカニズムの創立。

知的財産

相互に利益のある分野はWTO政府調達協定（GTA）を超えて公共調達市場における機会を提供。

公共調達

短期訪問者の査証免除、研究・学習・訓練等による入国・滞在条件の検討、将来の人の移動を考慮した社会保障制度の検討。商用目的での一時的な入国・滞在の取り決め。**規定は英国・アイルランドの共通旅行区域を妨げない。**

モビリティ

(航空) 包括的航空協定（CATA）による人・貨物の接続性の確保。安全性、安全保障の基準での欧州航空安全局（EASA）と英国民間航空局（CAA）の協力。**(道路輸送)** 国際基準等の順守により同等の貨物輸送・乗客輸送の市場アクセスの確保。

(鉄道) 必要に応じて越境鉄道サービスの二国間協定を制定。**(海上)** 国際的な法的枠組みを適用。安全性・安全保障は欧州海洋安全庁（EMSA）と英国海事沿岸警備庁（MCA）が情報交換し協力。

輸送

(電気・ガス) 電気・ガスネットワーク運営者間で技術協力を促進する枠組みを構築。**(民間原子力)** EURATOMと英国の幅広い分野での協力合意。**(炭素価格)** 温室効果ガス排出取引での協力を検討。

エネルギー

包括的な経済連携を推進する観点から、**新たな漁業協定を2020年7月1日までに締結し、特に双方の排他的経済水域へのアクセスと漁獲割当について取り決めを結び、移行期間終了後の最初の年から施行。**

漁業

EUと英国の**地理的近接性と経済的相互依存関係を踏まえ**、公正で開かれた競争を実現するため、公正な競争条件の実現を確約。その質は、**将来関係と経済的連結性の範囲と深度に比例**。移行期間終了時点で、政府補助金、競争法、社会・雇用規制、環境基準、気候変動、租税の各分野で、現在の高い水準を維持。

公正な競争条件

3 | 参考情報：これまでの英国・EU将来協定の交渉ラウンド

これまでの英国・EU将来協定 交渉各ラウンドの争点

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第3ラウンド (5/11~15)

- ・英EUともに、一部の議題で進展があったものの、全体として大きな進歩は見られなかったと評価。

英国

- 「**公正な競争条件**」が大きな障害。
- 「**漁業**」については法的文書に基づき有意義な議論ができた一方、EU側が主張する英国の漁業水域へのアクセスは、独立した沿岸国としての地位と相容れない。

EU

- 「**将来関係のガバナンス**」、「**議会、市民社会との協議メカニズム**」、「**司法・警察協力**」で、英国と溝。
- 移行期間を延長しない場合、短期間で成果を出すために中核となる3要素を提示。
 - 例外品目のない完全な**関税なし、割当なしの自由貿易**の達成
 - 持続可能な発展の実現に向けた**公正な競争条件の確保**
 - モノ・サービスの貿易を超えた**個人データ保護**など含む幅広い**パートナーシップ**実現

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第4ラウンド（6/2~6/5）

- EU側は政治宣言の内容からかけ離れた英国の交渉スタンスを批判。

英国

- 進展は限定的だが、**協議自体はポジティブ**。
- 2020年末までの移行期間後の貿易条件について、不確実性を取り除き、市民や企業に周知するためにも、交渉は適切なタイミングで完了させる必要。
- **公正な競争条件、漁業**などは現実の英国の地位に即した内容である必要。

EU

- 前回協議からの実質的な進展なし。
- 移行期間を延長しないのであれば、**10月末までに最終合意に達することが必要**。
- 「**公正な競争条件の確保**」、「**原子力安全性**」、「**マネーロンダリングおよびテロ活動への資金供与への対策**」、「**分野横断的な単一の制度的枠組みを基礎とする両者の将来関係**」の4点が政治宣言の内容からかけ離れていると指摘。

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第5ラウンド (6/29~7/2@ブリュッセル)

- 新型コロナ拡大後初の対面協議。
- 「公平な競争環境」「漁業」「物品貿易」「サービス貿易と投資」「犯罪事件に関する法および司法協力」「エネルギーおよび輸送」などテーマを絞って議論。

英国

- 3月以来初の対面協議であり、深く、柔軟な議論ができた。
- 交渉は包括的で有意義だった一方、**多くの重要事項で深い溝**があることが明確に。
- 6月15日の首脳会談で合意した、協定の原則に関する早期理解を希求。

EU

- 「**国家補助を含む公平な競争条件の保証**」、「**EU側の漁業従事者のための持続可能で長期的な解決策**」、「**包括的な制度的枠組みと効果的な紛争解決メカニズム**」が経済パートナーシップの前提になる点を強調。
- 英国のジョンソン首相が求める早期の政治合意と、英国側の「レッドライン」である CJEUの不介入、EU法の不拘束、およびEU離脱に伴う漁業協定につき、**英国側の立場を尊重する姿勢を強調し、英国側にも同様の理解と尊重を要求。**

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第6ラウンド (7/20~23@ロンドン)

- EU側は「英国がEUと同等の取り組みと準備を示していない」と不満を表明。
- 英国側は引き続き、カナダ型のFTAを核とする合意を求めていくと表明。

英国

- EU側の提案は英国側が首脳会談で表明した原則を尊重するものになっていない。
- CJEUの役割についてはEU側の姿勢を評価。物品、サービス貿易、輸送、社会保障協力などの分野、EUプログラムへの参加では建設的な議論ができたとの評価。
- **公正な競争条件、漁業**などは現実の英国の地位に即した内容である必要。

EU

- 「社会保障制度における調整」、「包括的で単一の制度的枠組みと効果的な紛争解決メカニズム」、「司法・警察協力」の分野での前進は認める。
- 「**公平な競争条件の確保**」、「**漁業**」では進展が見られないと評価。公平な競争条件に関しては英国で将来、**国家補助金**がどのように管理されるか予見できない点を懸念。漁業では、**英国領海からEU漁船をほぼ完全に排除する**、という英国の要求は受け入れられないとの姿勢。

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第7ラウンド (8/18~21@ブリュッセル)

- EU側は「現時点では英・EU間で合意が得られる可能性は低い」と悲観的。
- 英国側は有意義な議論だったものの、ほとんど進展なしとの評価。

英国

- EU側の「国家援助」、「漁業」に関する合意を優先する姿勢が交渉の進展を難しくしているとして批判。
- EUが既に各国と締結している、**航空、科学プログラム、法執行などに関する実務的な取り決めを伴うFTAに基づく関係を軸**に、また法制度、国境、水域に関する主権を取り戻すことができるような関係を求める。

EU

- **「公平な競争条件」の確保を「譲歩の余地のない前提条件」**に。政治宣言を根拠に、あくまで幅広い分野でのルール化にこだわる姿勢。
- さらなる進展が求められる分野として、漁業、紛争解決などのガバナンス、市民の権利や個人情報を保護する上での法の執行、モビリティ、社会保障における調整を列挙。
- エネルギー協力、EUの各種プログラムへの英国の参加、マネーロンダリング対策などの分野でテクニカルな要素につき前進も。

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第8ラウンド (9/8~10@ロンドン)

- ・EU側は、EUにとって不可欠な利益となる分野で大きな差があるとの評価。
- ・英国側は、有意義な議論だったものの、課題は残っており、溝はまだ深いとの評価。

英国

- ・ どのような協定が合意可能か、という基礎については交渉開始時から変わっていない。
- ・ 現代のFTAに適する、**高い水準に基づく開かれた公正な競争**につながるような提案を引き続き行う。

EU

- ・ EU側は漁業やEU司法裁判所の役割で柔軟性を示すも、英国側は相互主義的な姿勢で取り組んでいない。
- ・ 英国の「**補助金の管理に関する新しいアプローチ**」は注視するも、政治宣言の合意内容には達していない。
- ・ **社会的および雇用面の基準、環境・気候変動**についても英国は高い水準を保証していない。

3 | 参考情報：英国・EU間の交渉第9ラウンド (9/29~10/2@ブリュッセル)

- EU側、英国側共に建設的な議論が行われたと評価

英国

- 相違はあるものの、**モノ・サービス貿易、輸送、エネルギー、社会保障、EUプログラムへの参加**などの分野で合意の概観は見えてきた。
- 法の執行についても進歩がみられた。
- 国家補助金含む**公平な競争条件、漁業**については相違が残る。

EU

- 収束がみられた分野：
物品、サービスの貿易、投資、民間原子力協力、EUプログラムへの英国の参加。
- 新たな進展があった分野：航空安全、社会保障協力、司法・警察協力。
- 遅れている分野：個人データの保護、気候変動、カーボン・プライシング。
- 重大な相違がある分野：**公平な競争条件、紛争解決などのガバナンス、漁業。**

3 | 参考情報：ジョンソン首相の声明

- ジョンソン首相は9月7日、EUとの将来関係交渉について声明を発表



©Foreign and
Commonwealth Office

- EUとの交渉は最終局面。
- 2020年末までに施行するならば、**10月15日**までに協定を妥結する必要。
- それまでに合意できなければ**FTAは成立しない**。
- 両者の関係は「**オーストラリア型**」
= WTOルールに基づく関係に
- 航空・陸上輸送や科学協力など実務的に重要な事案は現実的な対応協議も可。

(出所) 英国政府資料より作成

3 | 参考情報： フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の声明

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は10月3日、将来関係交渉の進捗状況につき会談



©Foreign and
Commonwealth Office



©European Commission

(出所) 欧州委員会

- EU・英国の将来の戦略的パートナーシップの強力な基礎となる合意を見出す重要性を確認。
- **漁業、公平な競争条件、ガバナンス以外にも大きな相違がある分野がある。**そうした相違を克服すべく、インテンシブに取り組むよう、各首席交渉官に対し指示。

3 | 参考情報： 欧州理事会での協議（10月15日～16日）

- 欧州理事会は10月15日、16日の会合で協議
- 欧州理事会は交渉を継続するようバルニ工代表に指示



©European Union

- 英国との合意は「**いかなる代償を払ってでも**」というわけではない。
- 「**公平な競争条件**」、「**漁業**」、「**ガバナンス**」で進展が見られない。



©European Commission

- 合意の達成には**英国が行動**をとる必要。
- EU全加盟国は**合意なしの移行期間終了への備え**を。

3 | 参考情報：ジョンソン首相の声明@10月16日

- ジョンソン首相は欧州理事会での協議を踏まえ、声明を発表
- 英EUFTA不成立への備えを呼びかける一方、打ち切りは明言せず



©Foreign and
Commonwealth Office

- 欧州理事会は**カナダ型**の協定を明確に否定。
- 英国は移行期間終了後、（EUとFTAを締結していない）**オーストラリア型**の取り決めになることに備える必要。
- **社会保障、航空、原子力協力**などの分野は実務的な対応を協議。

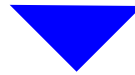
(出所) 英国政府

3 | 参考情報：バルニ工代表の欧州議会演説@10月21日

- バルニ工代表は10月21日、欧州議会で演説
- **双方の譲歩を前提に集中的に交渉する必要性を指摘**

背景：フロスト首席交渉官の英国議会の委員会（10月7日）での発言

- 公平な競争条件：政府補助金で他のFTAより踏み込んだ規定を設ける準備。
- 紛争解決メカニズム：英国にも利点。



© European Commission

- 建設的かつ歩み寄りの精神で、**条文案に基づき**協議を進めれば、合意可能。
- EUの交渉原則は英国の主権と**両立可能**。
- FTA：
 - 関税なし、割当なしのFTAは前例がなく、**英国がカナダとのFTAを例示するのは筋違い**。
 - 不当な競争が生じた際の**一方的措置発動**なども盛り込む必要。
- 漁業：
双方の漁業者にとって持続的で公正、公平な解決策なくして経済協定は成立せず。

3 | 参考情報：欧州理事会後の交渉

- フロスト首席交渉官とバルニエ代表は10月21日に電話協議
- 10月22日より交渉を再開することで合意
- 10項目の基本原則に基づき協議

10項目の基本原則

- ①すべての交渉項目を**集中的に**協議。
- ②双方の**協定文案に基づいて**交渉を実施。
- ③交渉官は可能な限り早急に双方の協定文を確認、相違点を特定。
- ④双方の高官、法律家からなる共同事務局を立ち上げ。
- ⑤協定文案に関するプロセスと同時に、現在未解決の項目の協議を実施。
- ⑥各項目の方針や、センシティブな事項を扱うため、双方の首席/副首席交渉官による、人数を制限しての協議を実施。
- ⑦最終的な全体合意まで、個別の分科会では合意はなされない。
- ⑧再開後の最初の交渉予定は**10月22日～25日**。
- ⑨その後は**ロンドン、ブリュッセル、テレビ会議などで交渉を実施**。
- ⑩交渉の会場や動きについては新型コロナウイルスの状況に留意。

3 | 参考情報： フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の協議

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は11月7日、交渉の進捗状況につき電話協議



©Foreign and
Commonwealth Office



©European Commission

(出所) 欧州委員会

- **直近の協議では進展がみられるが、
漁業、公平な競争条件含め、
依然大きな相違がある分野がある。**
- 合意を目指し、11月9日以降も協議を継続。

3 | 参考情報：欧州理事会（EU首脳会議）後の交渉

- 大まかな条文案はできるも、引き続き公平な競争条件、漁業、ガバナンスが課題か

バルニエ代表のコメント（11月9日）

合意の3つのカギ

1. 効果的なガバナンスと履行メカニズムに基づき、EUの自律性と英国の主権を尊重
2. 高い共通水準に基づく水準に基づく自由で公正な貿易と競争の保証
3. 双方の利益となる、市場・漁獲機会への安定的かつ相互アクセス

フロスト首席交渉官のコメント（11月15日）

- 英国の主権と両立し、法、貿易、水域のコントロールを取り戻すものであること。
- 直近は良い方向に進展がみられている。大まかな条文案も共有。
- ただし、**重要事項については合意がなされていない。**
- いかなる結果でも、**企業は2020年末に起こる変化に備えることが必要**

3 | 参考情報： フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の協議

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は12月9日、ブリュッセルで協議
- 決着はつかず、双方の交渉団による協議をさらに続行、12月13日までに判断するとした。



©Foreign and
Commonwealth Office

- **交渉の現状について率直に議論した結果、状況が極めて厳しく、重大な相違が残っている。**
- 協定は英国の独立性と主権を尊重するものでなければならない。



©European Commission

(出所) 欧州委員会

- 交渉での未解決事項につき活発で興味深い議論を行った。
- **互いの立ち位置を明確に理解したがまだ大きな隔たり。**

3 | 参考情報： フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の協議

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は12月13日、交渉の進捗状況につき電話協議
- ジョンソン首相はEU主要国の首脳と協議する用意もあったが欧州委員会側が拒否。



©Foreign and
Commonwealth Office



©European Commission

- 未解決のトピックについて議論。
- **合意はできなかったものの引き続き交渉を続ける責任がある。**
- 大詰めの局面にあっても合意に至ることが可能か見極めるよう交渉団に指示。

(出所) 英国政府、欧州委員会

3 | 参考情報： フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相の協議

- フォン・デア・ライエン委員長とジョンソン首相は12月17日、交渉の進捗状況につき電話協議
- ジョンソン首相は協議後、交渉は「深刻な状況」で合意にはEUの姿勢の変化が必要とコメント。



©Foreign and Commonwealth Office

- 公正な競争条件については、隔たりは狭まったものの、**根本的な部分は一一致が難しい。**
- 漁業についてはEUの立場は理不尽で抜本的に改めるよう要求。



©European Commission

- 漁業問題で解消すべき相違。
- 自国の水域に対する英国の主権に疑問を投げかかるつもりはない。EUの漁業者の**予見可能性と安定性**を求めている。

(出所) 英国政府、
欧州委員会

3 | 参考情報： バルニエ代表による交渉状況アップデート

- バルニエ代表は12月21日、交渉状況についてツイート。



© European Commission

- フロスト首席交渉官と協議を継続。
- EUは公正かつ互恵的で、バランスの取れた協定を求めており、英国の主権も尊重している。
- EU、英国はそれぞれの法律を制定する権利を持ち、水域を管理する権利を有するべきである。利益が脅かされる場合には行動を起こせる必要がある。